

お申込み後のクーリングオフについて

1. 申し込み者は、契約書に署名捺印した日から8日を経過するまでは、書面により申し込み者登録に関する契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
2. 申し込み者は、当サイトが1に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当サイトが威迫したことにより困惑し、そのために1の解除を行わなかった場合、当サイトから1に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面により申し込み者登録に関する契約の解除ができます。
3. 1の解除は、その解除を行う旨の書面を発したときにその効力を生じます。
4. 1の解除があった場合において、当サイトは、その解除をした申し込み者に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
5. 1の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当サイトは、その解除をした申し込み者に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
6. 1の解除があった場合において、当結婚相談所がその解除をした申し込み者から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした申し込み者に対しこれを返還しなければなりません。
7. クーリングオフ期間を過ぎての契約解除はできませんので予めご了承下さい。
8. 返金の際に発生する振り込み手数料、送料などは差し引いて返金致します。

中途解約

クーリングオフ期間を過ぎても当サイトの入会契約を中途解約する事ができます。その場合、原則として入会金の返金は致しません。補償金（前金）は会員が誓約書や法的に違反しない限り返金致します。違反した場合に限り返金致しません。また、違反した場合は当サイトから解約するものです。また事例によっては補償金以外にも違反金を請求する場合があります。

会員期限

会員が成婚に至らず2年間を経過した時点で、会員の権利を失います。サービスの一切を受けることはできません。但し、2年時点で交際している場合は成婚に至るまで、もしくは交際が終了するまでは会員のサービスを受ける事ができます。また、期限が過ぎても再び入会して頂く事はできますが、最初に入会頂いた時と同じ手続きが必要となります。